

学生便覧(抜粋)

(学内申し合わせ事項)

第 11 条 この申し合わせは、暴風警報、特別警報発令に伴う授業の扱いに関し必要な事項を定める。

- 1) 暴風による事故の発生を防ぐため、沖縄本島に暴風警報、特別警報の発令中は休校とする。
- 2) 午前 7 時(臨地実習中は 6 時)以前に暴風警報、特別警報が解除され、公共交通機関が通常運行している場合は、原則としてその日の授業を行う。
- 3) 午前 7 時以降午前 10 時までに暴風警報、特別警報が解除され、公共交通機関が通常運行している場合は、原則として午後からの授業を行う。
- 4) 午前 10 時以降も暴風警報、特別警報が発令中、または交通機関が通常運行していない場合は、原則としてその日の授業は行わない。
- 5) 暴風警報、特別警報が解除されても学校が停電している場合は休校とする。